

神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

この要領は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、環境農政局が所管する公共事業の継続中に実施する評価（以下「再評価」という。）について必要な事項を定める。

再評価は、事業期間が5年を超えて継続中の事業箇所などについて評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を休止又は中止することとするものである。

第2 再評価の対象とする事業

対象とする事業は、環境農政局が所管する以下の事業（災害復旧事業及び施設の維持管理に係る事業を除く。）とする。

- （1）国が所管する補助事業及び交付金事業（以下「国庫補助事業等」という。）
- （2）県単独建設事業（以下「県単独事業」という。）

第3 再評価の実施時期

再評価は、次に掲げる年度において行うものとする。

- （1）国庫補助事業等は、事業採択後概ね5年を経過した日の属する年度において継続中の事業箇所について再評価を行い、以後概ね5年ごとに実施する。
- （2）県単独事業は、事業を実施した日から起算して概ね5年を経過した日の属する年度において継続中の事業箇所について再評価を行い、以後概ね5年ごとに実施する。

ただし、国庫補助事業等と一連で実施される県単独事業は国庫補助事業等と同時に実施する。

- （3）社会的状況の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断した場合には、随時再評価を実施するものとする。
- （4）当該年度内に対象事業が完了するもの及び主要工事がおおむね完成しているものについては再評価を行わないものとする。
- （5）第5に掲げる公共事業評価委員会の円滑な運営及び充実した意見聴取を目的として、各年度の対象事業数を平準化する場合は、（1）及び（2）に規定する年度より前の年度に再評価を行うものとする。ただし、本項により平準化を実施した場合、当該事業に係る次の再評価は、（1）及び（2）の規定にかかわらず、平準化前の年度を基準に実施するものとする。

第4 対応方針の決定及び結果等の公表

(1) 対応方針の決定

各事業実施課は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理を行い、事業の継続(必要に応じて事業の手法、施設規模等内容の見直しを含む。)、休止もしくは中止の方針(これらに伴う事後処理を含む。)(以下「対応方針」という。)の案を作成する。

環境農政局内に設置する環境農政局公共事業評価検討会議は、対応方針の案について第5に示す神奈川県環境農政局公共事業評価委員会に対し意見を求め、当該意見を尊重して、環境農政局長に報告の上、局の対応方針を決定する。

(2) 評価結果等の公表

環境農政局公共事業評価検討会議は、評価結果、対応方針等について、結論に至った経緯や評価の根拠等とともに公表する。

第5 神奈川県環境農政局公共事業評価委員会

県は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される神奈川県環境農政局公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、意見を聴き、対応を図るものとする。

(1) 委員会は、再評価を実施する全ての事業の対応方針の案について討議するものとする。

(2) 委員会は、対応方針の案について討議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。

(3) 討議方法は委員会が決定する。その際、討議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

第6 再評価の方法等

(1) 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

ア 事業の進捗状況

イ 関連公共施設等の整備状況

ウ 事業を巡る社会経済状況

エ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化

オ 関係市町村等の意向

カ 事業コスト縮減の可能性

キ 代替案の可能性

(2) 評価手法の設定

国の事業評価実施要領等に準じて実施するものとする。

(3) 評価調書

再評価は、各事業実施課が作成する別紙の再評価調書に基づき行う。

第7 その他

総務室長及び事業実施課の長は、本要領に基づき、各事業毎の再評価についての実施要領の細目を必要に応じて定めることができるものとする。

附則

本要領は、平成 10 年 12 月 18 日から施行する。

附則

本要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

附則

本要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年度 再 評 価 調 書

		所 管 課											
		作成年月日		年 月 日									
事業番号													
事業区分				事業名									
箇 所 名				施工位置									
事業概要 (全体)		工 期	年度 ～ 年度 (年間)		事業 費								
			百万円 (負担率：国 %：県 %：他 %)										
前回評価の結果				評価実施理由									
				前回再評価実施後 年経過 (事業着手後 年経過)									
事業計画等の 概要		(1) 事業目的											
		(2) 事業内容											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">工種名等</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">事業量 (数量・延長等)</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>				工種名等	事業量 (数量・延長等)						
		工種名等	事業量 (数量・延長等)										
(3) 事業計画策定の背景													
ア 事業実施の根拠													
イ 計画時の状況													
ウ 必要性													

1 社会経済情勢等の変化と対応

項目	計画時の状況	現在の状況
社会経済情勢等		
受益地（者）等の状況		
他の公共施設・公共事業等との関連		
その他の項目		

2 事業実施による効果について

(1) 直接的効果

(2) 副次的効果

3 事業の進捗状況等

(1) 事業の進捗状況及び今後の執行見込み

ア 事業の進捗状況

イ 今後の執行見込み

ウ 年度別の進捗状況及び執行見込み

(単位：事業量； 、事業費；千円)

年 度							
計 画	事業量						
	進捗率						
	事業費						
	進捗率						
進捗状況 及び今後 の執行見 込み	事業量						
	進捗率						
	事業費						
	進捗率						

年 度							計
計 画	事業量						
	進捗率						
	事業費						
	進捗率						
進捗状況 及び今後 の執行見 込み	事業量						
	進捗率						
	事業費						
	進捗率						

※進捗率は、当該年度までの累計値とする。

※今後の執行見込みのうち、未確定部分は斜字体で記載する。

(2) コスト縮減の取組

(3) 環境配慮への取組

4 代替案の可能性（見直しが必要な場合）
5 総合的な評価と再評価を踏まえた対応
（１）評価結果 継続・継続(期間延長)・計画変更・休止・中止 （２）評価理由及び今後の対応方針

※ 事業概要図、事業関連図、現況説明写真（現地調査を行わない箇所にあつては、周囲の概況・全体像が分かるものを含めて）、費用対効果分析総括表を添付してください。

【共通事項】

- ※ ポイントになる部分は下線を引いてください。
- ※ 適時、項目、欄を追加して記載ください。
- ※ 次の視点に基づき、具体的に記載してください。
 - ・ 定量的な効果のみではなく、定性的（環境への影響等）な効果についても記載しているか
 - ・ 当初の事業の目的にとおりに事業が進捗しているか
 - ・ 事業目的に沿った評価をしているか
 - ・ 社会情勢等の変化に対応しているか
 - ・ 自然環境の変化に対する考え方を記載しているか